

## 岡谷市 ツキノワグマゾーニング管理実施計画

### 1 市町村名

岡谷市

### 2 計画開始日

令和8年4月1日

### 3 対象地域

岡谷市全域

### 4 対象管理ユニット

八ヶ岳保護管理ユニット

南アルプス保護管理ユニット

### 5 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という。)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という。)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は県・市町村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・市町村・地域住民とともに設定した地域区分を設定した。また、各地域区分において被害防止対策や出没対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

### 6 地域区分の設定

第5期計画に準じて、以下の地域区分を設定した。

なお、「排除地域」には「防除地域」を含むものとする。

表1 地域区分の考え方

地域区分	場所及び人間の利活用状況	エリア管理方針
主要生息地域	・奥山、森林域 (登山、林業、狩猟などで利用)	・クマの主要な生息域。 ・開発行為の規制や鳥獣保護区の設定など森林環境の保全を実施する。
緩衝地域	・里山林 (山菜・きのこ狩り、林業、狩猟、トレッキングなどに利用)	・クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域。人の生活地域への移動を抑制する機能が期待される。 ・里山林の利用促進や林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。

<p>排除地域</p>	<p>・市街地、住宅地、農地を含む集落（居住地として利用）</p>	<p>・農業を含め人が日常的に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人への被害発生を防止する必要がある。 ・誘引物の除去や管理、電気柵の設置、耕作放棄地の管理など、侵入防止及び排除を実施する。</p>
-------------	-----------------------------------	---

別添「岡谷市ツキノワグマゾーニング管理実施計画地域区分マップ」参照

なお、各地域区分の詳細な設定方法は以下の通りとした。

- 主要生息地域  
「排除地域」「緩衝地域」を除いた鳥獣保護区や自然公園を含む森林域を「主要生息地域」とした。
- 緩衝地域  
森林域のうち里山林で、林縁から林内に向けて200mの範囲を「緩衝地域」とした。  
なお林縁部に集落防護柵が設置されている場合は、柵から林内に向けて200mの範囲を「緩衝地域」とした。
- 排除地域  
市街地、住宅地、農地を含む集落が広がる地域一帯を「排除地域」とした。なお周囲を里山林に囲まれた野外活動施設等の公共的施設や通学路、工業団地等についても「排除地域」とした。  
なお林縁部に集落防護柵が設置されている場合は、柵の集落側は「排除地域」とした。

## 7 対策の内容

### (1) 被害防止対策

#### ア 主要生息地域

##### (7) 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息に適した環境となるよう、多様な樹種及び林齢からなる森林の育成を関係機関と協力しながら進めることとする。

#### イ 緩衝地域

##### (7) 緩衝帯整備

人とクマの棲み分けを積極的に進めるため、林内の見通しを良くするための下層植生の刈り払いによる「緩衝帯」の整備を行う。なお継続的な取組となるよう、地域住民からなる組織による実施を基本とする。

整備に当たっては、防護柵が設置できない沢などはクマの進入路となる可能性が高いため、重点的な管理に留意する。また、樹木の伐採など地域住民では困難な作業については、行政機関等の支援による対策を検討する。

##### (4) 誘引物の除去

緩衝地域に位置する観光地などにおいては、クマを誘引する原因となるものの適切な管理及び利用者への啓発に取り組む。

#### ウ 排除地域

##### (7) 誘引しない環境の創出

###### a 河川敷の藪の刈払い

森林域から集落及び市街地へ流れる川を通じてクマが排除地域に出没することを防ぐために、河川敷沿いの藪の刈り払いを実施する。

なお実施に当たっては地域住民からなる組織で実施するが、河川管理者（行政機関）との連携を図ることとする。

###### b 誘引物の除去

特に里山林に隣接する農地においては、利用予定のない果樹は伐採し、誘引物の除去に取り組む。また農地の放棄された野菜や果実、廃棄された漬物、適切に管理されていないコンポストなども誘引物となることから、適切な処理を行う。

これらは地域住民が主体となり実施するが、より効果的な対策が行われるよう関係機関が連携して普及啓発を行う。また、放棄果樹の伐採など地域住民だけでは対応が困難な場合は行政機関が連携し対策を検討する。

### (イ) 防護柵の設置と管理

農作物によるクマの誘因を防ぐため、農家による電気柵等の設置を実施する。なお、より防除効果の高い機材の選択や設置、維持管理が行われるよう、関係機関が連携し普及啓発を行うこととする。

## (2) 出沒対策

### ア 出沒時の対応

「ツキノワグマ出沒時の連絡先一覧」：別紙1

「ツキノワグマ出沒対応フロー」：別紙2

### イ 地域区分ごとの捕獲対応方針

農作物等への被害対策を講じても被害がある場合、加害個体あるいは危険個体をできるだけ特定して捕獲する個体管理を行い、健全な個体群の維持を目指す。第5期計画に従い各地域区分ごとの捕獲許可方針は以下のとおり。

表2 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害捕獲は原則禁止</li> <li>個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する</li> <li>人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として捕獲は許可しない</li> </ul>
緩衝地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する</li> <li>人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する</li> </ul>	
排除地域	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する</li> </ul>

なお、地域住民の理解及び放獣対象地、人員等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、「ツキノワグマ出沒対応マニュアル」等を参考に学習放獣を検討する。

## 8 計画の見直し

クマの出沒状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。